

公 告

山口県警察学校に国の使用許可を受けて設置する自動販売機について、次のとおり公募します。

令和8年10月26日

内閣府所管国有財産部局長
山口県警察本部長

- 1 公募する自動販売機の種類及び台数
山口県警察学校
アイスクリーム類自動販売機 1台
- 2 設置場所
山口県警察学校
山口市仁保下郷字上高野11459番地
- 3 使用許可期間
令和9年4月1日から令和14年3月31日までの間
- 4 公募参加資格
 - (1) 山口県内に本店、支店、営業所等を有している法人又は山口県内に居住する個人事業者であること。
 - (2) 予算決算及び会計令第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
 - (3) 国税及び地方税を完納していること。
 - (4) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）ではないこと。
 - (5) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者ではないこと。
 - (6) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している者ではないこと。
 - (7) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている者ではないこと。
 - (8) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者ではないこと。
 - (9) 暴力団又は暴力団員及び(5)から(8)までに定める者の依頼を受けて公募に参加しようとする者ではないこと。
- 5 参加申込方法等
自動販売機の設置を希望する者は、次により募集案内を配布するので内容を確認のうえ、期限内に行政財産使用許可申込書等を提出すること。

また、上記 4 (4)～(9)の要件を満たすこと及び将来的に当該要件に反することはない旨を誓約し、使用許可後に誓約が虚偽であることが判明し、又は要件に反することとなった場合、当該使用許可を取り消されても異議を申し立てない旨を明記した誓約書及び役員名簿を行政財産使用許可申込書等の提出にあわせて提出すること。

(1) 配布期間及び配布場所

ア 配布期間

令和 8 年 1 0 月 2 6 日（月）から令和 8 年 1 1 月 2 4 日（火）まで（閉庁日を除く。）の午前 9 時から午後 5 時まで

イ 配布場所

(ア) 山口県警察本部警務部会計課管財第三係

山口市滝町 1 番 1 号

(イ) 「2 設置場所」に掲げる場所（山口県警察学校）

(ウ) 山口県警察のホームページ

山口県警察のホームページ上において常時閲覧等可(配布期間中に限る)

(2) 提出期間、提出方法及び提出場所

ア 提出期間

令和 8 年 1 0 月 2 6 日（月）から令和 8 年 1 1 月 2 4 日（火）まで（閉庁日を除く。）の午前 9 時から午後 5 時まで（必着）

イ 提出方法

郵送（簡易書留郵便その他これに準じる方法によるものに限る。）又は持参

ウ 提出場所

(1) イ配布場所(ア)に掲げる場所（山口県警察本部警務部会計課管財第三係）

6 許可の条件等

国有財産法令及び国有財産使用許可書に定めるとおりとする。

7 その他

- (1) 使用許可は必要に応じて更新することができるが、更新の回数は 1 度に限り 5 年を超えない期間までとする。
- (2) その他不明な事項は、山口県警察本部警務部会計課管財第三係（電話 083-933-0110）に問い合わせること。